

平成20年度の

国民健康保険税率が決定



平成20年4月から75歳以上の方全員が加入する「後期高齢者医療制度」が創設され、医療保険に加入する74歳以下の方からも後期高齢者医療制度を支援していただくことになりました。

そのため、これまでは医療給付費分と介護納付金分を併せて課税していましたが、平成20年度から新たに「後期高齢者支援金分」を台算して課税することになりました。

国保税は、次の4つの算定によって出た額を合計したものです。

所得割：前年の所得に対するの税率

資産割：固定資産税額に対するの税率

均等割：被保険者1人あたりの税額

平等割：加入世帯1世帯あたりの税額

<平成19年度 税率・税額>

	医療分 加入者全員	介護分 40歳～64歳
所得割	8.89%	2.16%
資産割	38.01%	13.49%
均等割	28,300円	11,750円
平等割	25,030円	6,960円
課税限度額	560,000円	90,000円

<平成20年度 税率・税額>

	医療分 0歳～74歳	支援金分 0歳～74歳	介護分 40歳～64歳
所得割	4.72%	1.99%	1.98%
資産割	25.45%	10.50%	12.85%
均等割	18,800円	7,950円	10,640円
平等割	17,000円	7,100円	6,150円
課税限度額	470,000円	120,000円	90,000円

保険税が国民健康保険を支えています

みなさんが納めた保険税は、国の補助金などとともに、国民健康保険の大切な財源となっています。

国民健康保険はこの財源をもとに、みなさんがお医者さんにかかったときの費用などを負担しています。

大きな病気やケガをしたときでも、すべての人が安心して医療を受けることができるように、国保の安定した運営ができるように、保険税をきちんと納めましょう。

■問い合わせ先 保険税については 税務課 ☎ 0859-54-5208
国民健康保険については住民生活課 ☎ 0859-54-5210